

所得金額の求め方

1 給与所得の方 5人世帯（父・母・大学生・本人・祖母）の例

			収入金額	控除額（別表3）
父	会社員	給与収入	8,500 千円	
母	パート従業員	給与収入	950 千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440 千円
本人	県立高等学校	自宅通学		280 千円
祖母	無職（身体障がい者）	年金収入	520 千円	860 千円
合計				2,580 千円

① 給与所得を求めます。（別表1）

$$8,500 \text{ 千円} \times 0.7 - 2,226 \text{ 千円} = 3,724 \text{ 千円}$$

主たる家計支持者の所得証明書「収入内訳額」

② 給与所得から控除額を引きます。

$$3,724 \text{ 千円} - 2,580 \text{ 千円（控除額合計）} = 1,144 \text{ 千円}$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

③ 所得基準額を満たしているか判断します。

5人世帯の所得基準額（別表2参照）は4,280 千円

4,280 千円 > 1,144 千円なので申請可能です。

2 給与所得以外の方（自営業・農業等）3人世帯（父・大学生・本人）の例

			所得金額	控除額（別表3）
父	自営業	営業所得	3,300 千円	
兄	国公立大学	自宅外通学		1,020 千円
本人	私立高等学校	自宅通学		410 千円
合計				1,430 千円

① 給与所得の計算式（別表1）には当てはめません。

② 所得から控除額を引きます。

$$3,300 \text{ 千円} - 1,430 \text{ 千円（控除額合計）} = 1,870 \text{ 千円}$$

主たる家計支持者の所得証明書の「営業所得」または「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

③ 所得基準額を満たしているか判断します。

3人世帯の所得基準額（別表2参照）は3,620 千円。

3,620 千円 > 1,870 千円なので申請可能です。

別表1 給与所得の計算式

収入金額 3,290 千円以下のもの…所得金額＝0 円

収入金額 3,290 千円を超え、4,000 千円までのもの…収入金額×0.8－2,626 千円＝所得金額

収入金額 4,000 千円を超え、8,780 千円までのもの…収入金額×0.7－2,226 千円＝所得金額

収入金額 8,780 千円を超えるもの…収入金額－4,860 千円＝所得金額

別表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人数	基準額
1 人	1,860,000 円	5 人	4,280,000 円
2 人	3,100,000 円	6 人	4,520,000 円
3 人	3,620,000 円	7 人	4,750,000 円
4 人	3,950,000 円	8 人	4,980,000 円

※世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

別表3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				証明書
1	母（父）子家庭	490,000 円				不要
2	就学者のいる世帯 （1人につき）	区 分	通学形態	国公立	私 立	
		小学校児童		80,000 円		
		中学校生徒		160,000 円		
		高等学校生 徒	自宅通学	280,000 円	410,000 円	
			自宅外通学	470,000 円	600,000 円	
		高等専門学 校学生	自宅通学	360,000 円	600,000 円	
			自宅外通学	550,000 円	800,000 円	
		専修学校高 等課程生徒	自宅通学	170,000 円	370,000 円	
			自宅外通学	270,000 円	460,000 円	
		専修学校専 門課程学生	自宅通学	220,000 円	720,000 円	
自宅外通学	620,000 円		1,120,000 円			
	大学生	自宅通学	590,000 円	1,010,000 円		
		自宅外通学	1,020,000 円	1,440,000 円		
3	障がい者のいる世帯	1人につき 860,000 円				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額				
5	主たる家計支持者が別居して いる世帯	別居のため特別に支出した金額（限度額 710,000 円）				
6	災害・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生活手段（田・畑・店舗等）に被害があつて将来長期的にわたって減収または支出増になると認められる年間金額				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000 円				

備考 ・「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

・申請時点において特別の事業に該当する項目について控除されます。

・3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。